

監修：矢萩大輔 (有)人事・労務 代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

今回の
執筆者 矢萩大輔



(有)人事・労務パートナー行政書士 / 903シティファーム推進協議会委員長。明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。法人設立や事務局サポートなどコミュニティ創りを支援している。2020年より東京浅草でコミュニティカフェをスタートさせた。

多様な働き方に対応する 出産・育児支援策

今回のキャスト

藤田匠、西園寺千代

フリーランスとして農園で働く知人が出産した。おめでたいけど休業するとすると、経済面が心配になってくるが……。

藤田 山田さんが面倒みてる新規就農の大和田さんのとこ、子どもが生まれたんだってよ。

千代 そうなんです。写真も送ってもらいましたけど、目元が大和田さんそっくりで、とっても可愛いですよ。一緒に写ってた山田さんも優しい笑顔で本当のおじいちゃんみたいでした。

藤田 ところで大和田さんは産後休業するのかな？ でも確か山田農場の社員ではなかったような。個人事業主の休業は経済面が大変そうだよな。

千代 そのことは私も気になって、産前に伝法院先生に聞いてみたん

ですよ。そしたら、国民健康保険

料が減免になったり、産前産後の支援策は個人事業主でもあるみたいですね。その話を大和田さんに伝えたら、だいぶ安心していました。旦那さんも別の農園で働いている方なので、二人力を合わせればどうにかなりそうだと、言っていました。

藤田 それはよかった！ 二人のフリーランスというスタイルは、

出産・育児への支援拡充が進んでいる

国民健康保険に加入する者について、これまで産前産後期間の保険料の減免制度はありませんでした。働き方が多様化し、自営業者やフリーランスという働き方を選

択する労働者が増えていくと、子育て世代の支援拡充という観点から制度の見直しが行なわれ、改正国民健康保険法が2024年1月1日より施行されます。

自営業者はもちろんです、農業法人のなかにも健保ではなく国保に加入されている従業員の方がいらっしやるのではないのでしょうか。

もちろんリスクもあるだろうけど、おもしろいと思って注目してたから、それを聞いて安心したよ。

千代 大和田さんは女性農業者の集まりでも、物おしせず堂々とニコニコしながら語っていて、私も憧れなんです。お子さんが生まれてまた違う新しいライフワークスタイルを楽しみだそうなの。

藤田 そうだね、あの家族ならきつとまた新しい挑戦を始めるんだろうね。さて、出産祝いは何にしようか。

今回は、産前産後の国民健康保険料減免を含め、自営業者やフリーランスが対象になる、出産・育児の支援策をまとめました。

改正国民健康保険法 24年1月1日施行

この改正により、自営業者・フリーランスで働く人も、産前産後期間の国民健康保険料が減免となります。世帯主に対して賦課される保険料納付総額のうち、出産する方ご本人分の所得割額と均等割額が減額されます。申請は市区町村の国民健康保険窓口に必要な書類

をそろえて。

減額対象となる産前産後期間は、出産する被保険者の出産予定日または出産日の属する月（多胎妊娠Ⅱ双子や三つ子の場合は3カ月前）から出産予定月の翌々月の計4カ月間（多胎妊娠の場合は計6カ月間）。

保険料の減免自体は24年1月開始ですが、対象者は23年11月以降に出産した被保険者となります。したがって、23年11月に出産した被保険者は、24年1月から国民健康保険料の減免を受けることができます。

なお、国民年金保険料については、18年4月より産前産後期間の免除制度が施行されています（国民年金法88条の2）。

自営業者が受けられる 出産・育児支援策

働き方に関係なく受けられる支援策として、前述した産前産後期間の国民健康保険・国民年金の免除制度のほか、下記のようなものがあります。

■出産育児一時金

23年4月1日より、健康保険や国民健康保険の被保険者等が出産したときの支給額が42万円から50

万円に引き上げられています。

△受け取り方法▽

▽直接支払制度…公的医療保険から医療機関へ直接支払われる。
▽受取代理制度…医療機関が被保険者に代わって受け取る。
▽事後申請…保険者に申請して被保険者が受け取る。

直接支払制度と受取代理制度は医療機関が受け取る点は同じ。直接支払制度は請求手続きを医療機関が代行してくれるのに対し、受取代理制度は被保険者の請求手続きが必要になります。

■妊婦健康診査の費用助成

妊婦健康診査は、ケガや病気で受診ではないため保険が適用されません。妊娠中は妊婦自身と赤ちゃんの状態を検査するため、妊婦健康診査の受診が推奨されていますが、保険適用外のため通常の受診と比べると自己負担が重くなります。

金銭的な心配をせずに妊婦健康診査を受けることができるよう、自治体が出産前健康診査費用の助成を行っています。

各自自治体で定められた所定の窓口へ届け出ると、母子手帳とともに受診券（補助券）を交付してくれる形式が一般的です。

自治体ごとに補助内容は多少異なりますが、多くの場合、厚生労働省が望ましいとする妊娠初期から出産までの期間に受ける14回分の検診費用を補助してくれます。

■児童手当

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後に迎える3月31日まで）の子どもを養育している方を対象とした支援制度です。子どもの年齢によって異なる金額が支給されます。

△支給金額▽

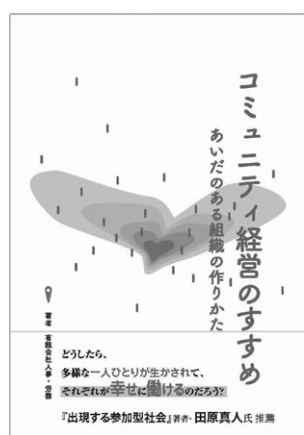
▽3歳未満…月額1万5000円
▽3歳以上小学校修了前…月額1万円（第3子以降は1万5000円）
▽中学生…月額1万円
いずれも働き方に関わらず受け取れますが、所得制限が設けられています。支給時期は、6・10・

2月の年3回、各回に4カ月分まとめて受け取ります。
児童手当を受け取るには、子どもの誕生時や他の市町村から転入時に、現住所の市区町村へ「認定請求書」の提出が必要です。

※似た名称ながら、別物の出産手当金（健康保険）、出生時育児休業給付金、育児休業給付金（ともに雇用保険）は、自営業者が対象外。

少子化を改善して出生率を上げるには、出産・育児の負担軽減や社会全体の賃上げが重要ですが、現状は働き方の違いで支援制度に差があり、子どもを望む際の問題点となっています。誰もが安心して出産や育児に臨める社会を作るため、新しい給付制度の検討は継続的に行なわれていきます。

新刊『コミュニティ経営のすすめ——あいだのある組織の作りかた』



本連載を監修する(有)人事・労務が書籍を出版した。これまでのようなピラミッド型組織から一人ひとりの個性が活かされた自立分散型組織へ。企業は利益を出すために走りつづけているが、それだけでいいのだろうか。中小企業の組織のあり方、人事制度を見直しながら、幸せな働き方を提言する一冊。労働旬報社刊、税込み1,540円。